

## いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行地内（小名浜港背後地を除く。）への移住及び定住の促進を図り、もって地域コミュニティの再生及び復興まちづくりを推進するため、空き地バンクに、空き地の情報を登録し当該空き地を売却した者、登録されている空き地を取得し（空き地を賃借する場合を含む。以下同じ。）住宅を新築等した者及び登録されている空き地の売買を仲介した指定宅建業者に対する補助金の交付について、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市を除く市町村から本市に居住を移し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する転入をすることをいう。
- (2) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の根拠地が本市にあることをいう。
- (3) 空き地バンク いわき市震災復興土地区画整理事業施行地内空き地バンク実施要綱（令和2年2月18日制定。以下「実施要綱」という。）第2条第3号の空き地バンクをいう。
- (4) 空き地 実施要綱第2条第1号の空き地をいう。
- (5) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合する一戸建て住宅（住宅部分の床面積の合計が延べ床面積の2分の1以上の併用住宅を含む。）又はマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号イに掲げる建物をいう。以下同じ。）であって、次の要件を満たすものをいう。

ア 一戸建て住宅にあつては、その住戸専用面積が福島県住生活基本計画に基づく一般型誘導居住面積水準を満たしていること。

イ マンションにあつては、その住戸専用面積が福島県住生活基本計画に基

づく都市居住型誘導居住面積水準（当該水準により算出した面積が75㎡超の場合は、75㎡）を満たしていること。

(6) 指定宅建業者 実施要綱第2条第4号の指定宅建業者をいう。

(7) 所有者等 実施要綱第2条第2号の所有者等をいう。

（補助金の区分等）

第3条 この要綱により交付される補助金の種類及び対象者については、別表第1に定めるところによる。

2 補助金の交付は、補助金の種類ごとに、空き地バンクに登録された空き地につき、原則1回限りとする。ただし、別表第1に規定する空き地バンク登録物件活用支援金の交付について、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該空き地を分筆により取得し、その土地に自己の用に供するため、住宅を新築し、又は新築の住宅（新たに建築されたもので、過去に人の居住の用に供したことのないものをいう。以下同じ。）を購入した場合

(2) 当該空き地に建築された新築のマンション（新たに建築されたもので、過去に人の居住の用に供したことのないものをいう。）を自己の用に供するため購入した場合

（補助金の対象経費及び補助金の額）

第4条 この要綱により交付される補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額については、別表第2に定めるところによる。

（申請書の提出期限等）

第5条 規則第4条第1項に規定する期日並びに同項の添付書類については、別表第3に定めるところによる。

2 前項の場合において、別表第1に規定する空地バンク仲介手数料支援金及び空地バンク物件成約奨励金にあつては規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類、同表に規定する空地バンク登録物件活用支援金にあつては同項第2号及び第3号に規定する書類の添付は、同条第2項の規定により省略する。

（軽微な変更）

第6条 規則第7条第1項の軽微な変更は、補助金額の変更を伴わない経費所要額等の変更とする。

(着手届及び完了届)

第7条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び完了届の提出は、同条ただし書の規定により省略する。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により省略する。

(財産の処分の制限)

第9条 別表第1に規定する空き地バンク登録物件活用支援金の交付の対象となった住宅について規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年とする。

(状況の報告)

第10条 空き地バンク登録物件活用支援金の交付を受けた者は、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間における居住の継続状況をいわき市浜まち宅地再生支援事業補助金状況報告書(第2号様式)により毎年度末までに市長へ報告しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和5年3月15日)

この要綱は、令和5年3月15日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

種類	対象者
空き地バンク仲介手数料支援金	<p>空き地バンクに登録した空き地を指定宅建業者の仲介により売却するに至った場合における、当該空き地の所有者等（国又は地方公共団体を除く。）</p>
空き地バンク登録物件活用支援金	<p>空き地バンクに登録された空き地を取得し、当該空き地に自己の用に供するため、住宅を新築し、又は新築の住宅を購入した場合における、次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>(1) 当該住宅の所有者（持ち分が2分の1を超える者（持ち分が2分の1ずつである場合はいずれか一方の者）に限る。）であること</p> <p>(2) 当該住宅に居住を開始する年度の翌年度から起算して3年以上定住すること</p> <p>(3) 同一世帯全員が第5条の規定による補助金の申請日において市税（本市に転入する前の所在地において課税される市町村税（特別区税を含む。）を含む。）に滞納がないこと</p> <p>(4) 国、地方公共団体その他公的団体から、第4条に規定する補助対象経費のうち当該補助金の対象となる経費について補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと</p> <p>(5) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと</p>
空き地バンク物件成約奨励金	<p>空き地バンクに登録された空き地を仲介し売買されるに至った場合における、当該空き地の売買を仲介した指定宅建業者（当該空き地の所有者が国又は地方公共団体の場合を除く。）</p>

別表第2（第4条関係）

種類	補助対象経費	補助金の額
空き地バンク仲介手数料支援金	売買が成立したことにより指定宅建業者に支払う仲介手数料	契約1件当たり指定宅建業者に支払った仲介手数料の額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）
空き地バンク登録物件活用支援金	<p>住宅の新築又は購入に係る経費。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 空き地の取得に要した経費</p> <p>(2) 外構工事その他の居住の用に供する建築物の建築又は購入以外に要する経費</p> <p>(3) 併用住宅における住宅部分以外の経費</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は次に掲げる額の合計額のいずれか低い額</p> <p>(1) 基本額として、住宅1件当たり30万円</p> <p>(2) 当該空き地に住宅を新築し、又は新築の住宅を購入した者が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ10万円を限度として加算する。</p> <p>ア 世帯主が18歳以上40歳未満の者である世帯又は定住後の世帯構成に18歳未満の者を有する世帯である場合</p> <p>イ 移住した者の世帯である場合</p>
空き地バンク物件成約奨励金	成立した売買に係る仲介手数料	契約1件当たり5万円

別表第3（第5条関係）

種類	申請書の提出期限	申請書に添付する書類
空き地バンク仲介手数料支援金	売買契約を締結した日が属する年度の末日	(1) 売買契約書の写し (2) 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類
空き地バンク登録物件活用支援金	当該補助金の対象となる住宅に居住を開始した日の属する年度の末日	(1) いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金事業計画書（第1号様式） (2) 居住に関する誓約書 (3) 暴力団等反社会勢力でないことを警察等関係機関へ照会することに関する同意書 (4) 同一世帯全員の住民票の写し (5) 同一世帯全員の納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書） (6) 住宅の取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し及び同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し (8) 建物登記簿の全部事項証明書 (9) 住宅と住宅以外の用途を併用する住宅の場合は住宅部分と住宅以外の部分とその面積が確認できる図面 (10) その他市長が必要と認める書類
空き地バンク	売買契約を締結し	(1) 売買契約書の写し

ク 物件成約 奨励金	た日が属する年度の 末日	(2) 仲介手数料の支払いを受けたこと が確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類
---------------	-----------------	---